特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価表

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈井江町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈井江町長

公表日

令和1年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民年金に関する事務					
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種届書等の受理、審査に関する事務を法定受託事務として行う。 奈井江町は国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る届書等の受理及び事実の審査 ②第1被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定、その他給付に係る請求書等の受理及び事実の審査 ③保険料の免除、学生納付特例、若年者納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ④日本年金機構へ各種届書等の提出 ⑤年金給付等に係る相談 なお、町が行う事実の審査とは、保有する公簿(戸籍、住民票、市町村税課税台帳等)により、住所、氏名、生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。					
③システムの名称	国民年金システム ねんきんネット					
2. 特定個人情報ファイル名						
国民年金ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	第9条第1項(利用範囲) 別表第一 31の項					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 町民生活課

課長 ②所属長の役職名

6. 他の評価実施機関

②法令上の根拠

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

総務課総務係 北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地 TEL0125-65-2111(代表) 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 町民生活課戸籍係 北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地 TEL0125-65-2111(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			31年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価			平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 頁目評価書において、リス・	全項目評価書		
されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステュ	ムを通じた提供]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査	[] 外部監	·		
9. 従業者に対する教育・日	外							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属	おもいやり課長 馬場和浩	おもいやり課長 松本正志	事後	人事異動による
令和1年6月28日	Ⅰ-1-②事務の概要		⑤年金給付等に係る相談	事後	再評価に伴う事務の整理
令和1年6月28日	I -5-①部署	おもいやり課	町民生活課	事前	機構改革による
令和1年6月28日	I-5-②所属長	おもいやり課長 松本正志	課長	事後	様式変更による
令和1年6月28日	I −7請求先	まちづくり課総務係 TEL0125-65-2111	総務課総務係 TEL0125-65-2111(代表)	事前	機構改革による
令和1年6月28日		おもいやり課戸籍係 TEL0125-65-2119	町民生活課戸籍係 TEL0125-65-2111(代表)	事前	機構改革による
令和1年6月28日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2取扱件数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策		様式変更に伴う項目の追加	事後	様式変更による